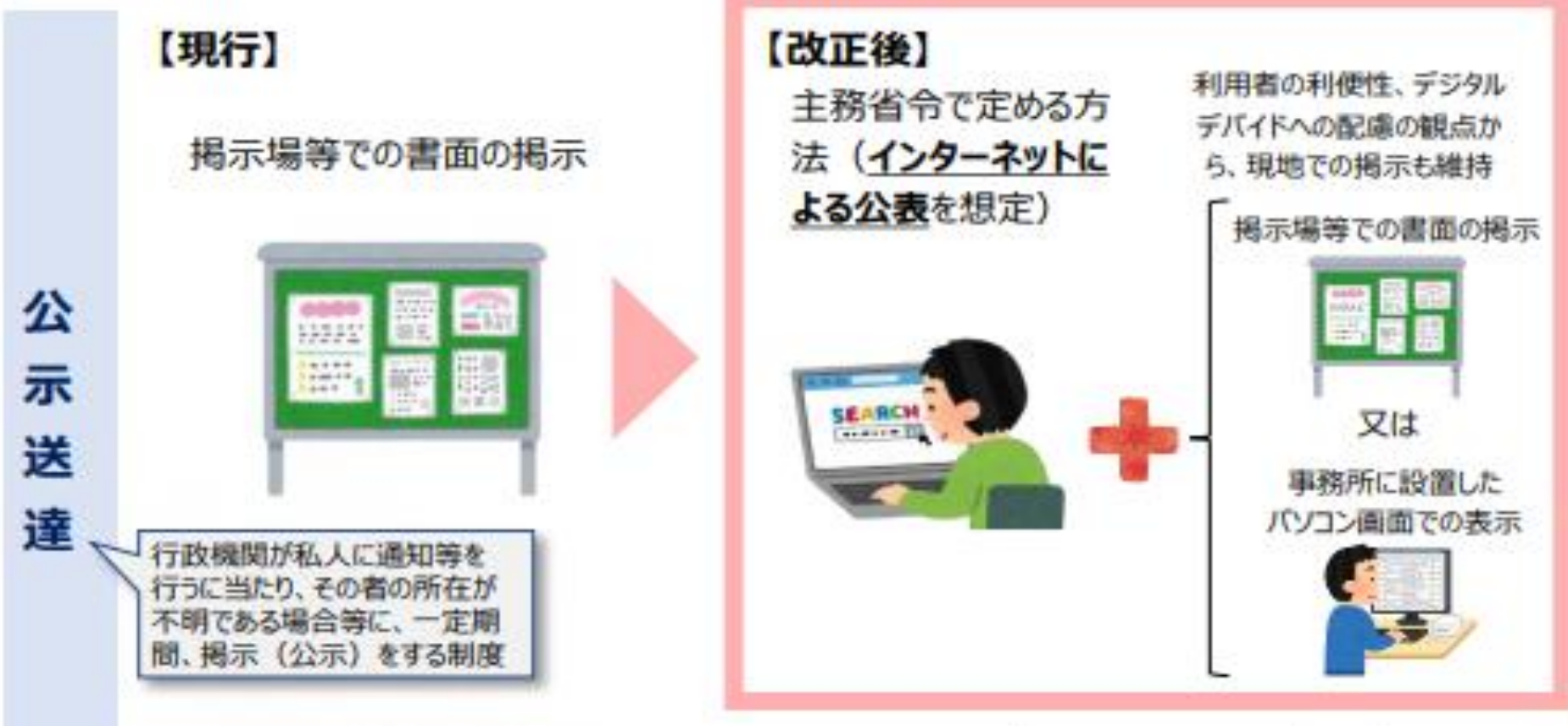


項目	内容	施行期日	該当条文																																																
(1) 特定親族特別控除の創設	<p>所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者および青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次の表のとおり控除額を控除する。</p> <table border="1" data-bbox="1374 226 2089 510"> <thead> <tr> <th>親族等の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超95万円以下</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table>	親族等の合計所得金額	控除額	58万円超95万円以下	45万円	95万円超100万円以下	41万円	100万円超105万円以下	31万円	105万円超110万円以下	21万円	110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円	120万円超123万円以下	3万円																																		
親族等の合計所得金額	控除額																																																		
58万円超95万円以下	45万円																																																		
95万円超100万円以下	41万円																																																		
100万円超105万円以下	31万円																																																		
105万円超110万円以下	21万円																																																		
110万円超115万円以下	11万円																																																		
115万円超120万円以下	6万円																																																		
120万円超123万円以下	3万円																																																		
(2) 所得税における見直しに伴う所要の措置	<p>① 給与所得控除の最低保障額の引き上げ 55万円 → 65万円</p> <p>② 所得税の基礎控除の引き上げと特例の新設 現行48万円 → 58万円 特例で合計所得金額132万円以下には37万円を追加収入に応じ加算される控除額が低減</p> <p>③ 大学生世代の就業調整の改善 (特定親族特別控除の創設) 合計所得金額 現行48万円 → 85万円へ拡大 85万円超123万円以下まで控除額が低減</p> <p>④ 扶養控除対象親族の合計所得金額の引き上げ 現行48万円 → 58万円</p> <table border="1" data-bbox="1077 533 2401 932"> <thead> <tr> <th>改正内容</th> <th>個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)</th> <th>所得税 (令和7年分所得から適用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 給与所得控除の見直し</td> <td>所得税と同様の対応(※)</td> <td><最低保障額> 改正前:55万円 → 改正後:65万円</td> </tr> <tr> <td>② 基礎控除の見直し</td> <td>改正なし(最高43万円)</td> <td><給与収入200万円相当以下の場合> 改正前:最高48万円 → 改正後:最高95万円 ※収入に応じ控除額が低減(例:給与収入850万円相当超の場合は58万円)</td> </tr> <tr> <td>③ 大学生年代の子等 (特定扶養控除関係)</td> <td>所得税と同様の対応</td> <td>① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除</td> </tr> <tr> <td>④ 扶養親族等に係る 所得要件の引上げ</td> <td>所得税と同様の対応</td> <td>改正前:48万円 → 改正後58万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1077 806 2258 911"> <thead> <tr> <th rowspan="2">非課税ライン (単身者の場合)</th> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>基本額等</th> <th>(変更なし)</th> <th>基本額等</th> <th>(変更なし)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55万円</td> <td>→ (+10万円)</td> <td>65万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100万円</td> <td></td> <td>110万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1804 806 2258 911"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>基礎控除</th> <th>(+47万円)</th> <th>95万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55万円</td> <td>→ (+10万円)</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>103万円</td> <td></td> <td>160万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 地方税独自の非課税限度額が適用 ※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。</p>	改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)	① 給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前:55万円 → 改正後:65万円	② 基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	<給与収入200万円相当以下の場合> 改正前:最高48万円 → 改正後:最高95万円 ※収入に応じ控除額が低減(例:給与収入850万円相当超の場合は58万円)	③ 大学生年代の子等 (特定扶養控除関係)	所得税と同様の対応	① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除	④ 扶養親族等に係る 所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前:48万円 → 改正後58万円	非課税ライン (単身者の場合)	改正前		改正後		基本額等	(変更なし)	基本額等	(変更なし)	給与所得控除	55万円	→ (+10万円)	65万円		計	100万円		110万円		改正前	改正後		基礎控除	(+47万円)	95万円	給与所得控除	55万円	→ (+10万円)	65万円	計	103万円		160万円	令和8年1月1日	第17条、第23条、第24条の2、第24条の3
改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)																																																	
① 給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前:55万円 → 改正後:65万円																																																	
② 基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	<給与収入200万円相当以下の場合> 改正前:最高48万円 → 改正後:最高95万円 ※収入に応じ控除額が低減(例:給与収入850万円相当超の場合は58万円)																																																	
③ 大学生年代の子等 (特定扶養控除関係)	所得税と同様の対応	① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除																																																	
④ 扶養親族等に係る 所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前:48万円 → 改正後58万円																																																	
非課税ライン (単身者の場合)	改正前		改正後																																																
	基本額等	(変更なし)	基本額等	(変更なし)																																															
給与所得控除	55万円	→ (+10万円)	65万円																																																
計	100万円		110万円																																																
改正前	改正後																																																		
	基礎控除	(+47万円)	95万円																																																
給与所得控除	55万円	→ (+10万円)	65万円																																																
計	103万円		160万円																																																
(3) 均等割軽減の条件の見直し	<p>現行では、均等割課税の被扶養者が2人以上いる納税義務者の場合、1人について1,000円の軽減となっている。令和7年税制改正により被扶養範囲の合計所得金額が58万円へ拡大されることにより、給与収入103万→123万、65歳以上年金収入158万→168万の被扶養者が対象となってくることから、人数相応に軽減させた場合、扶養者である納税義務者の均等割賦課が0円となる場合があり、均等割負担の趣旨に合致しない軽減策となるため、被扶養者が2人以上いる場合には一律1,000円の軽減とする。</p>		第14条																																																
(4) 加熱式たばこの課税方式の見直し	<p>加熱式たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税標準について、下記方法により換算した紙巻たばこの本数とする。</p> <p>・紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ</p> <p>① 当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法(1本当たりの重量が0.35g未満のものについては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとする。)</p> <p>② 現行の換算方法により計算した紙巻たばこの本数及び改正後の換算方法により計算した紙巻たばこの本数のそれぞれに一定の率を乗じて計算した本数の合計本数とする。</p>	<table border="1" data-bbox="1175 1167 2145 1419"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行の換算方法</th> <th>改正後の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">改正案</td> <td>現行</td> <td>現行の換算本数×1.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第一段階</td> <td>現行の換算本数×0.5</td> <td>新換算本数×0.5</td> </tr> <tr> <td>第二段階</td> <td>-</td> <td>新換算本数×1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第二段階については令和8年10月1日実施予定(激変緩和等の観点から、実施時期について経過措置を講ずる。)</p>			現行の換算方法	改正後の換算方法	改正案	現行	現行の換算本数×1.0	-	第一段階	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5	第二段階	-	新換算本数×1.0	令和8年4月1日	制定付則第6条の2																																	
		現行の換算方法	改正後の換算方法																																																
改正案	現行	現行の換算本数×1.0	-																																																
	第一段階	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5																																																
	第二段階	-	新換算本数×1.0																																																
(5) 公示送達制度の見直し	<p>公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方団体の掲示場に掲示し、又は公示事項をその地方団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととする。</p>	 <p>【現行】 掲示場等での書面の掲示</p> <p>【改正後】 主務省令で定める方法(インターネットによる公表を想定)</p> <p>利用者の利便性、デジタルデバイスへの配慮の観点から、現地での掲示も維持</p> <p>又は 事務所に設置したパソコン画面での表示</p> <p>行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合等に、一定期間、掲示(公示)をする制度</p>	「地方税法等の一部を改正する法律附則第3条に規定する日」または「この条例の公布の日」のいずれか遅い日	第6条																																															

品川区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区特別区税条例 昭和39年12月15日条例第48号</p>	<p>○品川区特別区税条例 昭和39年12月15日条例第48号</p>
<p>第1条 品川区（以下「区」という。）が課する特別区税（以下「区税」という。）の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 （公示送達）</p>	<p>第1条 品川区（以下「区」という。）が課する特別区税（以下「区税」という。）の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 （公示送達）</p>
<p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を品川区公告式条例（昭和28年品川区条例第21号）第2条第2号に規定する掲示板に掲示し、または公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</u> （均等割の税率の軽減）</p>	<p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、品川区公告式条例（昭和28年品川区条例第21号）第2条第2号に規定する掲示板に<u>掲示して行うものとする。</u> （均等割の税率の軽減）</p>
<p>第14条 区民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によつて課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。 （1） 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者または扶養親族（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。） 1,500円 （2） <u>前号に掲げる者を2人以上有する者 1,000円</u></p> <p>（所得割の課税標準）</p>	<p>第14条 区民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によつて課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。 （1） 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者または扶養親族（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。） 1,500円 （2） <u>前号に掲げる同一生計配偶者または扶養親族を2人以上有する者 当該同一生計配偶者または扶養親族1人について1,000円</u></p> <p>（所得割の課税標準）</p>
<p>第15条 （第1項から第3項まで省略） 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>施行規則</u>に定める事</p>	<p>第15条 （第1項から第3項まで省略） 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>地方税法施行規則</u></p>

改正後	改正前
<p>項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>(第5項および第6項 省略) (所得控除)</p>	<p><u>(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>(第5項および第6項 省略) (所得控除)</p>
<p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額または特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項および第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。</p> <p>(区民税の申告等)</p>	<p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>または扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項および第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。</p> <p>(区民税の申告等)</p>
<p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、<u>法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額<u>もしくは</u></p>	<p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>もしくは法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額</p>

改正後	改正前
<p><u>は特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号および第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第19条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）および第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>（第2項から第8項まで 省略） （区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 当該給与支払者の氏名または名称 （2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名 （3） 扶養親族<u>または特定親族</u>の氏名</p>	<p>の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第19条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）および第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>（第2項から第8項まで 省略） （区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 当該給与支払者の氏名または名称 （2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名 （3） 扶養親族の氏名</p>

改正後	改正前
<p>(4) その他施行規則で定める事項 (第2項から第6項まで 省略)</p> <p>(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。) <u>もしくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 特定配偶者の氏名 (3) 扶養親族<u>または特定親族</u>の氏名 (4) その他施行規則で定める事項 (第2から第5項まで 省略)</p>	<p>(4) その他施行規則で定める事項 (第2項から第6項まで 省略)</p> <p>(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 特定配偶者の氏名 (3) 扶養親族の氏名 (4) その他施行規則で定める事項 (第2から第5項まで 省略)</p>
<p><u>付 則</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u></p> <p><u>第6条の2の2 令和8年4月1日以後に第47条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第47条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第48条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第49条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第47条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。)の本数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法</u></p> <p><u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるものおよび同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外の</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第48条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第48条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>付則第6条の2の次に1条を加える改正規定および付則第4条の規定 令和8年4月1日</u></p> <p>(2) <u>第6条および第15条第4項の改正規定ならびに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に規定する日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日</u></p> <p><u>（公示送達に関する経過措置）</u></p>	

改正後	改正前
<p>第2条 改正後の第6条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</p> <p><u>(区民税に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 改正後の第14条第2号、第17条および第23条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の特別区民税（以下「区民税」という。）について適用し、令和7年度分までの区民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 令和8年度分の区民税に係る申告書の提出に係る改正後の第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号および第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。</p> <p>3 改正後の第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき給与について提出する改正後の第24条の2第1項および第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき給与について提出した改正前の第24条の2第1項および第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。</p> <p>4 改正後の第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する改正後の第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。</p> <p><u>(特別区たばこ税に関する経過措置)</u></p> <p>第4条 次項に定めるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の</p>	

改正後	改正前
<p><u>日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ（改正後の付則第6条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。</u></p> <p>2 <u>令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、品川区特別区税条例第47条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡もしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第49条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項および改正後の付則第6条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p><u>（1）品川区特別区税条例第49条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（改正後の付則第6条の2の2第1項に規定する紙巻きたばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数</u></p> <p><u>（2）改正後の付則第6条の2の2の規定により換算した紙巻きたばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数</u></p> <p>3 <u>前項各号に掲げる本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p>	